

令和2年5月28日

裁判所利用の皆様へ

東京家庭裁判所

緊急事態宣言の解除等を踏まえた期日実施について

東京家庭裁判所（立川支部を含む。）では、政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除及び東京都の感染拡大防止ガイドラインなどの対応等を踏まえ、次のとおり、感染拡大防止に配慮した措置を取りながら、6月1日（月）以降、担当裁判官の判断により、順次期日を実施することとしましたのでお知らせします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

1 家事事件について

- ・ 調停室では、飛沫感染防止のためのシールドを設置するとともに、常時空調機器により換気を行っているほか、扉を一定時間ごとに開放したり、扇風機を使用したりするなどし、換気効率を上げています。
- ・ 臨時の待合室を設けるなどしております。待合室や法廷の傍聴席では、人と人との間隔を開けて着席をお願いしています。
- ・ 感染拡大防止の観点から、当分の間、期日等の実施件数を抑制する等の運用をしています。
- ・ 家事手続案内については、感染拡大防止の観点から、当面の間、原則として行わない取扱いを継続いたします。当庁のウェブサイトページ「裁判手続を利用する方へ」（HPリンク）には、家事調停・家事審判等の申立てに必要な書類や手続内容を説明した情報が掲載されていますので、まずはそちらをご覧ください。

2 少年事件について

審判期日や調査期日については、これまでどおり感染防止対策を徹底しながら、緊急事態宣言後に期日が取り消された事件等から順次実施することとしましたので、担当部等からの連絡をお待ちください。

3 共通する感染防止策について

- ・ 職員はマスクを着用して対応し、窓口や執務室においても飛沫防止策を講じています。
- ・ 来庁する皆さまにも、マスクの着用をお願いいたします。また、庁舎内においても、咳エチケット、手洗いの励行等のご協力をお願いいたします。

また、備え置きの筆記具の使いまわしを防ぐために、筆記具の持参にもご協力ください。

- ・ 来庁に当たっては、検温の上、発熱等の症状がある場合には来庁をお控えください。

期日に来庁される場合で、発熱等の症状がある、体調不良である、基礎疾患を持っているなどの理由で、来庁に当たり不安がある方は、無理をされることなく、来庁前に担当書記官又は担当調査官に電話等で連絡してください。期日の変更等を検討いたします。

なお、連絡先がわからない場合は、こちらへ→「窓口案内」(HPリンク)

※ 今後、状況等の変化に伴い、内容等が変更される場合がありますので、ご了解ください。